

# 報酬等に関する開示事項

## 1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況について

### (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

#### ① 「対象役員」の範囲

「対象役員」は、当行の取締役であります。なお、社外取締役を除いております。

#### ② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

#### (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当する連結子法人等はありません。

#### (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当行では基準額を38百万円に設定しております。当該基準額は、有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を、同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出（ただし、期中に退任した者を除く。）し設定しております。

また、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

なお、個人の報酬額の把握について役員は会計年度ベース、職員は曆年ベースで把握しております。

#### (ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与えるものであります。

### (2) 対象役職員の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務について

#### ① 報酬委員会等の整備・確保の状況について

当行では、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、その客觀性及び透明性を確保するために、株主総会において決議された年間報酬限度額及び上限ポイント数の範囲内において、取締役頭取が個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬案を策定し、代表取締役及び監査等委員である取締役で構成され、かつその過半数が独立社外取締役からなる任意の報酬諮問委員会である経営審議委員会による審議及び答申を経て、取締役会にて経営審議委員会の答申内容を尊重し、決議しております。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等を勘案し、監査等委員の協議をもって決定しております。

#### ② 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数について

	開催回数（2020年4月～2021年3月）
経営審議委員会（伊予銀行）	2回
取締役会（伊予銀行）	2回

（注）報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

## 2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価について

### (1) 対象役員および対象従業員等の報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、取締役としての職務内容・人物評価・業務実績等を総合的に勘案したうえで役員報酬を決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、報酬と当行の業績及び株主利益の連動性を高めるため、基本報酬及び業績連動報酬からなる金銭報酬ならびに非金銭報酬によって構成し、個々の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

監査等委員である取締役の報酬は、監査・監督業務の職務の正当性を確保する観点から、基本報酬のみとしております。

### (2) 対象役職員に含まれる者の類型の説明及びその区分ごとの人数について

	人数
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	6名
監査等委員である取締役	1名

## 3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項、及び当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動について

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で対象役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動について

### (1) 対象役職員の報酬等の額のうち相当部分を業績連動とする場合の説明事項

業績連動部分の算出方法について

当行は報酬の種類ごとの割合を、報酬が個々の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業績向上への動機付けとなるよう業績との連動性を確保しつつ、株主との価値共有を進め持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう適切に設定しております。

業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標は当行単体の当期純利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、配当性向の算出にも用いられる総合的な収益力を表す指標であるためです。

業績連動報酬は、取締役会で定める取締役会給与支給基準に従い、当行単体の当期純利益を指標として決定した支給限度額に役位に応じた配分ポイントを乗じて、個々の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金額を算定しております。

### (2) 対象役職員の職責や業務内容に応じ、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬の種類等の種類及びリスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬等の支払方法について

当行は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員(以下、総称して「取締役等」といいます。)の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式報酬制度を導入しております。

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託が当行株式を取得し、当行が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当行株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付されるものであり、取締役等が当行株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時であります。

#### 4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法について

(1) 別紙様式第一面 (REM1) : 当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位:人、百万円)

REM1 : 当該事業年度に割り当てられた報酬等		イ	口
項目番号		対象役員	対象従業員等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	7
2		固定報酬の総額 (3+5+7)	246
3		うち、現金報酬額	187
4		3のうち、繰延額	—
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	58
6		5のうち、繰延額	58
7		うち、その他報酬額	—
8		7のうち、繰延額	—
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	6
10		変動報酬の総額 (11+13+15)	24
11		うち、現金報酬額	24
12		11のうち、繰延額	—
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—
14		13のうち、繰延額	—
15		うち、その他報酬額	—
16		15のうち、繰延額	—
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	—
18		退職慰労金の総額	—
19		うち、繰延額	—
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	—
21		その他の報酬の総額	—
22		うち、繰延額	—
23		報酬等の総額 (2+10+18+21)	270

(2) 別紙様式第二面 (REM2) : 特別報酬等

(単位:人、百万円)

	イ	口	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—

#### 5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

(1) 別紙様式第三面 (REM3) : 繰延報酬等

(単位:百万円)

	REM3 : 繰延報酬等					
	イ	口	ハ	ニ	ホ	
	繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に 関して、当該事業 年度に指標等の変動 に連動しない調整を 受けた変動額	割当て後の報酬等に 関して、当該事業 年度に指標等の変動 に連動した調整を 受けた変動額	当該事業年度に 支払われた 繰延報酬等の額	
対象役員	現金報酬額	32	—	—	—	—
株式報酬額又は 株式連動型報酬額		380	—	—	—	55
その他の報酬額	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	現金報酬額	—	—	—	—	—
株式報酬額又は 株式連動型報酬額	—	—	—	—	—	—
その他の報酬額	—	—	—	—	—	—
総額	412	—	—	—	—	55

(注) 上表のうち、イ「繰延報酬等の残高」は、対象役員が執行役員在任時に付与された残高を含んでおります。